

浜名湖オープントーナメント規約

2008年2月1日規定

2009年2月1日

第14条2)を一部改定

2011年4月1日

第19条3)を一部改定

2012年3月1日

第20条2)を一部改定

第21条を改定

2013年3月3日

第21条1) 3)を一部改正

第22条2) 3)を一部改正

第18条8) 9) 10) 11)を一部改正と追加

2021年5月22日

第14条5) 6)を追加

第18条12)を追加

第21条4)を一部削除 5) 6)を追加

第1章 参加規定

第1条 参加者はスポーツマンシップに従い、公明、公平に競技を行い、安全を第一とし、より良い人格者であること。

第2条 社会秩序を守り、開催される浜名湖の規定に従うこと。

第3条 トーナメント中の事故、傷害、盗難等については参加者個人の責任とし、主催者大会実行委員長およびボートクラブカナル・有限会社ケイエムツー代表取締役社長および協賛スポンサー等に対して一切責任を問わないものとする。

第4条 計量した魚は選手個人の責任において処理するが、リリースを推奨する。

第5条 競技規定は、必要に応じて予告なく変更することがある。

第6条 違反の決議と審議

- 1) 競技規定、審査規定に違反する行為の裁決は、すべて大会実行委員長とボートクラブカナル・有限会社ケイエムツー代表取締役社長の判断に委ねる。
- 2) 大会実行委員長とボートクラブカナル・有限会社ケイエムツー代表取締役社長は、本規約にない違反に対して独自の判断で結論を出すことができる。

第7条 出場資格

- 1) 浜名湖オープントーナメント実行委員会の定めるルールを遵守し、本委員会の方針に賛同するすべての者。
- 2) 出場資格年齢は特に定めないが、18歳以下の未成年者は必ず保護者同伴とする。
- 3) JBプロ資格保有者、遊漁船登録者等も一般参加者と同じく参加することができる。
- 4) 参加艇に乗船するすべての釣り人は浜名湖オープントーナメント参加者でなければならぬ（プレス・取材者・大会実行委員長が認めた者を除く）。
- 5) 他団体の釣り大会等において、過去に不正を行った者はいかなる理由においても浜名湖オープントーナメントには参加できない。

（不正の定義：JB/NBC 規定第11条釣法の違反とそれに準ずる細則および魚を隠し持つ等の悪質な行為）

- 6) 浜名湖オープントーナメントにおいて不正が発覚した場合は即刻出場資格を取消し、場合によっては損害賠償請求などを行うことがある。これらの詳細については第22条で別途定めるものとする。
- 7) 浜名湖オープントーナメント協賛企業より、スポンサーの利益阻害ならびに営業妨害等を申告された場合はその選手およびチームについて出場資格を取消し、それまでの成績を除するとともに永久追放とする。また場合によっては損害を受けたスポンサーに対しての損害賠償が発生する。
- 8) 身体障害者であっても、小型船舶操縦士免許、自動車運転免許取得者は、安全確認補助員と同船することで参加することができる。また、大会実行委員長が1人乗船で安全確保ができるものと認めた場合は、エリア限定制限等の特別ルールを設けることもあるが、1人乗船で参加できる。同船する安全確認者は釣りをしてはならない。
- 9) 参加者は全員メール機能付携帯電話を所持し、そのメールアドレスを浜名湖オープントーナメント実行委員会へ登録しなければならない。

第2章 競技規定

第8条 先行者の優先権

- 1) 先行者の許しを得ない限り、釣りをしているボートの半径 20m 以内に近づいてはならない。(キャストイングをしている、エレキを下している、アンカーを下している、パワーポールを下している状態の時は釣りをしていると見なす)
- 2) 混雑が予想される状況では、先行者の許しを得ることで半径 20m 以内に近づくことができる。

第9条 情報交換の禁止

- 1) 競技開始から終了まで、自艇以外の釣り人の釣技、釣果、ルアー、場所等を話題にしてはならない。
- 2) 競技中に他からの情報を得てはならない。(非常時以外の通信機器の使用禁止)

第10条 自然保護の原則

- 1) トーナメントエリア内に、あらゆる手段において釣り場の造成、破壊をしてはならない。
- 2) ゴミ、ライン、タバコ等をフィールドに捨ててはならない。

第11条 釣法

- 1) ルアーフィッシングに限る。(毛バリの使用は禁止)
- 2) 生き餌、撒き餌の使用禁止。
- 3) トローリング (エンジンの動力を利用する) 釣法を禁止する。
- 4) ドラッグング (エレクトリックモーターの動力を利用する) 釣法において、キャスト後に連続 100m 以上ボートを進めてはならない。同釣法においてキャスト後にリールからラインを引き出してはならない。
- 5) 置き竿の禁止。キャストしてルアーを巻き上げるまでロッドから手を離してはならない。
- 6) 2個以上のルアーを同時に海水面に付けてはならない。2本以上の枝バリおよびアラバマリグも使用禁止とする。
- 7) ターゲットを故意に引っ掛けてはならない。
- 8) ウキの使用を禁止する。軽量ルアーをキャストするための飛ばしウキや同目的で使用するルアーも含む。但し、ルアーに直接セットするフロートはルアー本体の一部と見なし使用可。
- 9) ボートを係留しての釣りを禁止とする。(アンカー・パワーポールの使用は可)

第12条 タックル

- 1) ロッド、リール、ルアー、魚探、GPS の個数および量については原則として制限しない。
- 2) ロッドは 8ft までとする。
- 3) 1艇で1個以上のライブウエルを用意する。同船者がいる場合は、どちらの魚かわかるようにマーカーを必ず付ける。
- 4) トーナメント前1週間は水中カメラの使用を禁止する。また同期間に他人が撮影した水中映像も見てはならない。

第13条 ボート

- 1) 使用するボートは 9.9 馬力以上の動力船とする。
- 2) 定員を超えての乗船は認めない。

- 3) 海技免許、船舶検査等法律遵守を徹底した上でのボート使用、参加をする。
- 4) すべてのボートには法廷備品一式を備え、船舶保険の加入を推奨する。尚、レンタルボートを利用する場合はこの限りではないが、マイボートを含め事故などの場合はすべて自己責任とする。
- 5) カヤックや非動力型ゴムボート、エレキのみでの参加はできない。

第14条 操船・競技エリア

- 1) 営業船など他船の航路を確保し、安全な航行、停船を行うこと。
- 2) スタート時、会場前指定エリアはデッドスロー、村櫛水路内は前のボートを追い越してはならない。
- 3) すべての釣り人、漁業者の近くを通過する時には十分な配慮をした操船をする。
- 4) 船外機作動中の釣りを禁止する。
- 5) 競技エリアは浜名湖内全域とするが、今切口付近の「遊漁禁止水域」、1・2・3番の JR 鉄橋とその隣接する全橋脚、漁港内、各マリーナ棧橋、使用可能な牡蠣棚、定置網等の漁具、これらは禁止エリアとする。またシーズンに応じてこの限りではなく夏季の海水浴場等場合によっては禁止エリアとすることがある。
- 6) 各流入河川については定められた橋脚までが競技エリアとなる。橋脚は釣り可とするがボートが橋より上流側に出てはならない。
 - ① 新川：とびうお大橋
 - ② 伊佐地川：恵光橋
 - ③ 和地大谷川：弁天橋
 - ④ 都田川：みをつくし橋
 - ⑤ 日比沢川：天浜線鉄橋
 - ⑥ 今川：今川橋
 - ⑦ 入出太田川：内浦の橋
 - ⑧ 日の岡川：日の岡排水機場
 - ⑨ 笠子川：笠子橋
 - ⑩ 新居漁港入口水路～競艇場側東海道本線鉄橋までは禁止エリア。

第15条 ウエア・露出等

- 1) あくまでアマチュアトーナメントであるので厳しい規制はないが、協賛スポンサーの利益保護のため、浜名湖オープントーナメントに協賛無き企業の帽子・ワッペン・ウエア等を着用している場合は、公式ホームページへの写真掲載を見送る場合がある。または写真を加工する場合がある。
- 2) 浜名湖オープントーナメント協賛企業外のタックルを使用した場合、公式ホームページでは掲載しない。

第16条 プラクティスの禁止

- 1) トーナメント前日の日没以降、当日のスタートまでプラクティスは禁止とする。
- 2) トーナメント当日の朝、会場に向かうまでに魚探掛けやポイント観察、釣りをしてはならない。

第17条 大会中止

- 1) 荒天の場合、大会実行委員長とボートクラブカナル・有限会社ケイエムツー代表取締役社

長は、大会の中止またはルールやエリアの変更を決定することができる。

- 2) 大会中止が前日に決定した場合は本部にて発表する。当日の中止決定は、スタート前であれば受付またはメールで伝える。競技開始後の中止連絡は、携帯電話および選手相互連絡とする。
- 3) 中止指令が出た時または荒天により危険を感じた時はすみやかに大会本部に帰着するか、安全な場所に避難すること。非難した場合は安否を本部に連絡する。
- 4) 中止の場合、中止宣言後 1 時間を帰着受付時間とする。
- 5) 中止の宣言は大会実行委員長またはボートクラブカナル・有限会社ケイエムツー代表取締役社長が行う。
- 6) 荒天の場合に転覆した船舶からの救助は人命を最優先する。
- 7) スタート開始後 2 時間を経過した時点でトーナメントは成立したものとする。

第18条 細則

- 1) ライブウエルに規定匹数（3 本）を超えてキープしてはならない。
- 2) 明らかに体長規定に満たない魚をライブウエルに入れてはならない。
- 3) 競技中は原則として大会本部となるボートクラブカナル以外に上陸してはならない。
- 4) 競技中の飲酒を禁止とする。
- 5) 表彰式を欠席した選手の賞品は進呈されない場合がある。
- 6) 一般常識的なマナーが欠如している選手は大会実行委員長とボートクラブカナル・有限会社ケイエムツー代表取締役社長の協議により次戦からの永久出場停止措置や除名処分をとることができる。
- 7) 他人を利用して場所の確保をしてはならない。
- 8) 大会実行委員長よりプレス乗船の指名があった場合はいかなる理由においても拒否できない（船検定員超過を除く）。プレス乗船の指名は浜名湖オープントーナメント当日のスタート前とする。
- 9) 大会実行委員長が選手の場合は全戦プレスを無条件で募集しなければならない。
- 10) プレスは一般から募集する。なお、プレス乗船時の事故については乗船した船の船長が負うものとし、大会実行委員長とボートクラブカナル・有限会社ケイエムツー代表取締役社長、大会協賛スポンサー等は一切責任を負わないものとする。大会参加者とプレス利用者は同意した上で同船する。
- 11) プレス利用者は、プレス利用回数と同数以上の浜名湖オープントーナメント参加義務が発生することを了解した上でプレスを利用することができる。
- 12) 大会結果は表彰式終了後 30 分をもって確定する。集計時の手違いに気付いた場合にはその時点で運営本部へ申告するものとし、結果確定後の申告についてはいかなる場合も受け付けない。

第3章 審査規定

第19条 規定匹数と体長規定

- 1) 規定匹数（リミット）は生魚3匹とする。
- 2) ウエイイン可能な魚種は、シーバス・クロダイ・キビレ・マゴチ・ヒラメとする。
- 3) キーパーサイズは、シーバス・マゴチが40cm以上、クロダイ・キビレ・ヒラメは30cm以上とする。

第20条 順位審査

- 1) ウエイインした魚の総重量で順位を決定する。
- 2) 年間ポイントは各戦、1位40P・2位39P・・・31位以下5Pとし4戦合計ポイントで年間ランキングを決定する。

第21条 検量

- 1) エラは動かしているが金目になっている魚は「死魚」とし1匹につき300gマイナスとなる。
- 2) エラを静止している魚は「完全死魚」とし検量対象外とする。この場合は選手個人で魚を処分しなければならない。
- 3) 中途ウエイインはスタートから帰着30分前まで行うことができる。この場合は生魚でも100gマイナスとなり、「死魚」の場合は400gマイナスとなる。この場合、魚が元気であればリリースまたは持ち帰る処理、弱っているようであれば持ち帰る処理をその場で行い、二重検量の疑いをかけられないようにする。なお、中途ウエイインを行った場合は検量済みの魚を入れ替えることはできない。
- 4) ウエイインは帰着時間から開始となる。
- 5) 検量ウエイトに対して不服がある場合は1度のみ申し立てにより再検量が認められる。ただし、2度目のウエイトが公式記録となる。
- 6) 検量で使用する機材は故障等の対策によりメインとサブの2台を用意する。検量途中でやむを得ず機材変更をする場合に備え、検量開始前に2台の機材が同じウエイトを示すことを任意の参加者を運営本部が選びチェックしてもらう。ただしそのウエイト差は5g以内であれば許容範囲とする。

第22条 ペナルティー

- 1) 規則違反に関してはその都度、大会実行委員長とボートクラブカナル・有限会社ケイエムツー代表取締役社長が協議した上で処分を決定する。
- 2) 規則違反の内容が悪質でかつ、スポンサー企業および選手個人、ボートクラブカナルに対して名誉棄損および損害が出る恐れがある場合は、大会実行委員長とボートクラブカナル・有限会社ケイエムツー代表取締役社長が協議した上で損害賠償請求と永久追放、除名処分、その他適正な処分を科すことができる。
- 3) 悪質な行為により永久追放、除名処分、その他適正な処分となった者は、過去の成績をすべて抹消され、過去に浜名湖オープントーナメントで得た褒賞をすべて返納しなければならない。しかし、大会実行委員長とボートクラブカナル・有限会社ケイエムツー代表取締役社長が協議することでこの限りではない。